物価問題に関する関係閣僚会議
議　事　要　旨

（開催概要）

１　日　時：平成２６年１０月１４日（火）７：５５～８：００

２　場　所：官邸４階大会議室

３　出席者：

内閣官房長官	菅　　義偉	【司会・進行】
総務大臣	高市　早苗	
財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）	麻生　太郎	
厚生労働大臣	塩崎　恭久	
経済産業大臣	小渕　優子	
国土交通大臣	太田　昭宏	
内閣府特命担当大臣（消費者）	有村　治子	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘利　　明	
文部科学大臣政務官	赤池　誠章	
農林水産大臣政務官	中川　郁子	
内閣官房副長官	加藤　勝信	
内閣官房副長官	世耕　弘成	
内閣官房副長官	杉田　和博	
内閣法制局長官	横畠　裕介	
公正取引委員会事務総長	中島　秀夫	

（議事次第）

１　開　会

２　議　題　　北海道電力株式会社の料金改定について

（配布資料）

資料１　北海道電力株式会社の料金改定について（案）

資料２　北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（概要）（案）

参　考　閣僚会議の開催について（平成５年８月２４日閣議口頭了解）

（会議概要）

１　開　会

冒頭、菅内閣官房長官から、開会のあいさつがなされた。

２　議　題

○　小渕経済産業大臣から、資料２に基づき、北海道電力株式会社の料金改定について説明があった。大要は下記の通り。

・規制部門の電気料金について、本年７月３１日に、北海道電力から値上げ申請があった。

・経済産業省において、専門家から構成される電気料金審査専門小委員会による審議を行ってきた。また、公聴会、インターネット等を通じたパブリックコメントにより、広く一般の御意見を伺い、議論に反映してきた。

・去る９月２９日に専門小委員会としての方針がまとまったのを受け、１０月９日まで消費者庁と協議を行い、査定方針（案）を作成した。

・電気事業法及び「電源構成変分認可制度」に基づき、厳正に審査を行った結果を踏まえたものである。

①まず、火力燃料費の単価につき、ＬＮＧ以外で初となるトップランナー査定を行うなど厳格な査定を行った。この結果、規制部門の値上げ幅は、申請時の１７．０３％から１５．３３％となる。実施時期は、１１月１日とする。

②加えて、前回の値上げから１年での値上げ申請となることを踏まえ、ユーザーの御負担を抑えるべく、更なる効率化の徹底により、激変緩和措置を講ずることとした。
具体的には、冬場に需要のピークを迎えることから、来年３月末まではさらに２．９％値上げ幅を圧縮することで、この間の値上げ幅は１２．４３％となる。

③さらに、今回の値上げ申請が泊原発の再稼働の遅れに起因するものであることに鑑み、値上げの認可に際して、泊原発の再稼働の状況に応じ、順次値下げを実施するよう、条件を付けることとした。

・本閣僚会議において御了承をいただければ、北海道電力に対し、申請内容を査定結果に変更するよう指示を行い、指示どおり修正が行われていることを確認の上、速やかに認可を行いたい。

○ これに対し、有村内閣府特命担当大臣（消費者）から、大要下記のような意見が述べられた。

・電気料金は、国民生活にとって重要な公共料金の一つであり、今般の北海道電力の電気料金値上げ認可申請に対して、これまで消費者庁は、経済産業省と連携し、北海道の消費者の方々の利益を、可能な限り擁護する観点から、検討を重ねてきた。

・本日付議した査定方針（案）では、①北海道電力の燃料費を見直すことや、②経営の効率化を徹底することに加え、③泊原子力発電所が再稼働した場合には、確実に値下げすることとし、④その値下げ幅についても、適正性を確認・検証することを盛り込むなど、これまでの検討を反映したものになったと考えている。

・また、北海道電力は、泊原子力発電所が遅れて再稼働することとなっても、原価算定期間内に３度目の値上げを行うことはない、とする趣旨の表明もあった。

・今般の査定方針案などを踏まえた今回の値上げ幅は、適切に査定されたものとし、消費者担当大臣としては、やむを得ないものと考えている。なお、今回の値上げを踏まえ、生活関連物資の物価動向をより一層注視していく。

○ 意見交換では、甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）から、経済財政政策の担当大臣として、大要下記のような意見が述べられた。

・景気の現状については、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響に加え、天候の影響もあって、このところ個人消費の持ち直しの動きに足踏みがみられる。ただし、雇用情勢が着実に改善していること等から、緩やかな回復基調が続いているとみている。また、消費者物価は緩やかに上昇している。

・こうした中、電力料金値上げが家計や企業へ与える影響については、引き続き注視していく。

○ 以上の説明・意見の後、資料１のとおり、北海道電力株式会社の料金改定については、これを物価問題に関する関係閣僚会議として了承することとされた。

（以　上）

※事後修正の可能性あり。